

【流山市立八木北小学校】部活動に係る活動方針

1 部活動の位置付け

部活動は、学校が教育活動の一環として設定し、スポーツ・文化・科学・芸術等に興味・関心をもつ同好の児童・生徒が、学級や学年の枠を超えて組織し、部員相互の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の知識、技術や記録を追求することを通して、活動そのものの楽しさや喜びを味わうとともに、豊かで充実した学校生活を創造するものである。

2 部活動の種類

運動部

- ・陸上部
- ・ミニバスケットボール部

文化部

- ・吹奏楽部

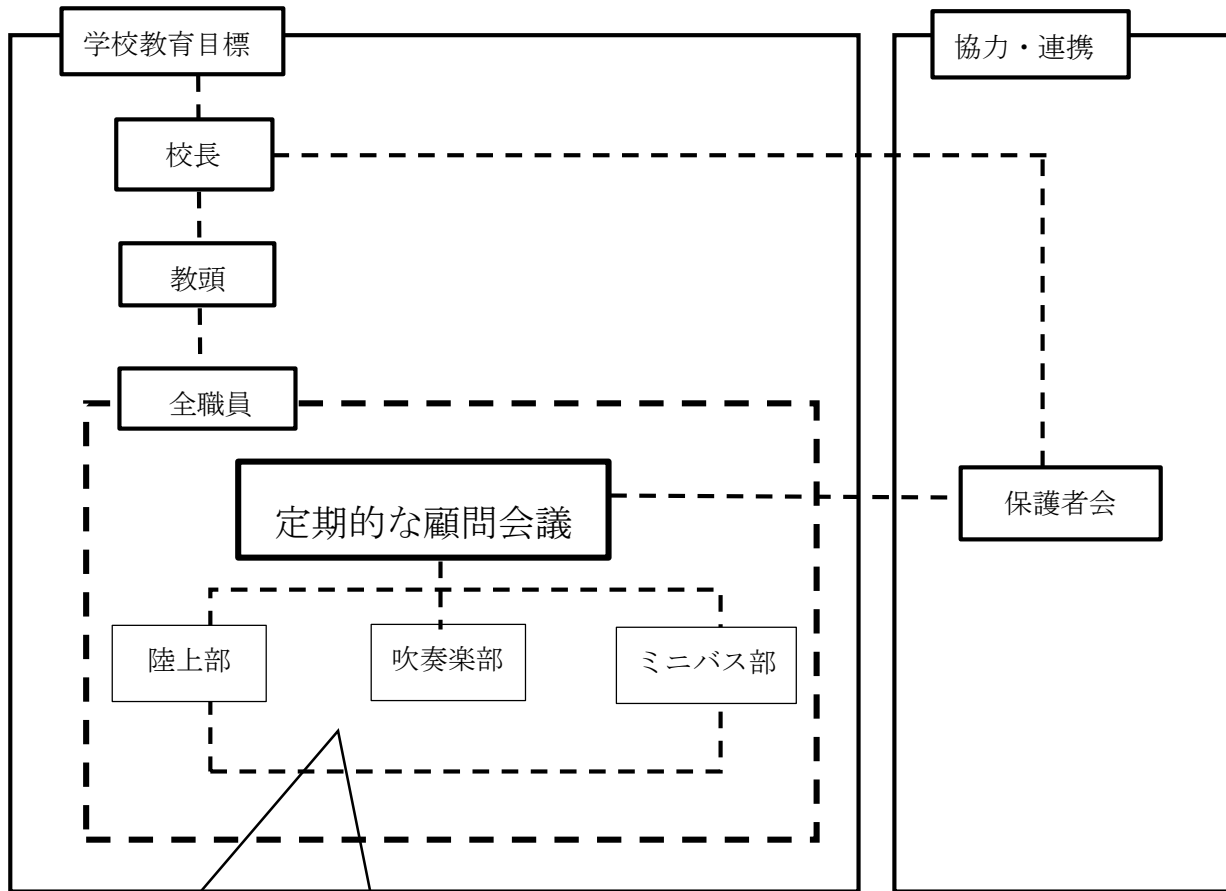
3 休養日及び活動時間等

練習については、大会や練習試合もあわせ、学校長の承認のもと、計画的に行う。

- ①練習時間は、平日は2時間程度、休日は3時間程度とする。
- ②1週間のうち、平日に1日は休養日を設ける。(木曜日)
- ③大会・コンクール前や大会・コンクール当日を除き、原則土曜日、日曜日いずれかに1日休養日を設ける。
- ④大会・コンクール参加に向けて休日に連続して活動が必要となる場合には、最大で4週間前からとする。
- ⑤土曜日や日曜日、祝日等の休日に連続して部活動を実施する場合は、直後の週の平日に、その代わりとなる休養日を設ける。ただし、大会・コンクール等に勝ち残り、さらに長い活動が必要な場合には、校長の承認により他の週に休養日を設ける。
- ⑥長期休業中の練習については、原則3時間程度とする。

4 その他

【部活動に組織的に取り組む学校体制】



会議内容

- ・部活動における児童の様子
- ・けがの防止 (状況・対応)
- ・活動方針、活動日数や時間、顧問の配置、部活動運営方法
- ・指導に関する情報